

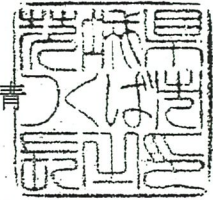
つくば市告示第 683 号

研究学園都市計画地区計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、研究学園都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 20 日

つくば市長 五十嵐 立 青



1 都市計画の種類

(1) 種類

研究学園都市計画地区計画

(2) 名称

中根・金田台地区地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

つくば市柴崎字不動下の一部

つくば市金田字西原、字十三塚の各一部

つくば市上境字岩ノ入、字滝ノ臺の各一部

つくば市栄字遠原、字毘沙門、字天神の各一部

3 縦覧場所

つくば市研究学園一丁目 1 番地 1

つくば市役所都市計画部都市計画課

研究学園都市計画地区計画の変更（つくば市決定）

都市計画の中根・金田台地区地区計画を次のように変更する。

名 称	中根・金田台地区地区計画
位 置	つくば市柴崎、金田、上野、上境、東岡、中根、横町及び栄の各一部
面 積	約189.9ha
地区計画の目標	<p>本地区は、つくばエクスプレス沿線開発地域の一つである中根・金田台特定土地区画整理事業区域内の地区である。</p> <p>この地区には、都市計画道路3・2・38号妻木金田線、3・3・39号上野花室線、3・4・43号上野新治線等が計画され、交通環境が飛躍的に向上していくことが見込まれる。</p> <p>本計画は、「つくばならではのゆとりある都市と暮らしの創造」を目指すつくばエクスプレス沿線開発地域の一つとして、事業施行後の市街化を計画的に誘導し、地区特性をいかした良好な景観と環境が整えられた低中層の住宅市街地を中心に、居住者の日常生活サービスを担う商業・業務施設、公益施設等も充実した田園市街地の形成と、将来にわたる地区環境の保全を図っていくことを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>本地区の立地特性をいかし、都市計画道路沿道を中心とした生活利便機能の充実を図りながら、景観道路沿道の緑地空間を備えた住宅地など、良質な住環境づくりを進めるとともに、周辺の田園地域との調和にも配慮しつつ、次の地区に区域を区分し適切な土地利用を誘導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緑景観住宅地区 街区単位で広幅員の緑地空間が形成された戸建て住宅を主体とするゆとりある低層住宅地の形成を図る。 2 一般住宅A地区、一般住宅B地区 戸建て住宅を主体とする、緑豊かでゆとりある低層住宅地の形成を図る。 3 沿道住宅A地区 都市計画道路上野新治線沿道に、街並みに配慮した低層又は中層の住宅を中心として小規模店舗等も誘導し、多様な土地利用に対応した沿道住宅地区の形成を図る。 4 沿道住宅B地区 都市計画道路上野花室線、都市計画道路上野新治線及び県道土浦大曾根線沿道に、街並みに配慮した小規模な店舗等の商業業務施設を中心として、低中層の住宅も誘導し、多様な土地利用に対応した沿道住宅地区の形成を図る。 5 沿道住宅C地区 都市計画道路妻木金田線沿道に、街並みに配慮した低層又は中層の住宅を中心として小規模店舗等も誘導し、多様な土地利用に対応した沿道住宅地区の形成を図る。 6 地区サービス地区 幹線道路の交差点付近部に、店舗や事務所及びこれらを併設した集合住宅等を誘導し、賑わいのある地区生活拠点の形成を図る。 7 小規模店舗地区 小規模な店舗や店舗併用型住宅等を誘導し、地区住民の利便性を向上させる商業施設の集積を図る。 8 産業施設地区 既存施設との共存を図りつつ、近隣の居住環境に配慮した工場や事業所等を誘導し、緑豊かな産業ゾーンの形成を図る。 9 計画建設地区 研究所、研究開発型工場、事業所、その他商業業務施設など環境に配慮した施設を誘導し、緑豊かな研究・業務・商業ゾーンの形成を図る。 10 歴史緑空間地区 金田官衙遺跡を中心とした歴史的空間の維持保全を図るとともに、既存の公共施設や公園をいかした、緑豊かな公共公益ゾーンの形成を図る。

区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区施設の整備方針</p>	<p>土地区画整理事業により整備される都市計画道路、区画道路、歩行者専用道路、公園、緑地等については、その機能の維持保全を図る。</p>
	<p>建築物等の整備方針</p>	<p>1 地区計画の目標及び土地利用の方針に整合した街並みを形成するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの最高限度」、「緑化率の最低限度」及び「かき又はさくの構造の制限」について定める。</p> <p>(1) 建築物等の用途の制限 建築物の不適切な用途の混在化を防止し、土地利用の方針で目指す市街地像を誘導する。</p> <p>(2) 建築物の敷地面積の最低限度 敷地の細分化を防止し、土地利用に適した敷地規模を誘導することにより、良好な市街地環境を形成する。</p> <p>(3) 壁面の位置の制限 幹線道路等の沿道部におけるゆとりある街並み景観を誘導し、また住宅地における建て詰まりの防止とともに、緑景観住宅地区における緑地空間の形成を誘導していくために、道路や隣地境界に沿って建築物の壁面の位置を後退させ空地を確保する。</p> <p>(4) 建築物等の高さの最高限度 本地区の低中層市街地を基本とした街並みから突出した建築物の防止と景観道路沿道の開放性を持った街並み形成及び、良好な居住環境の保全を目的に緑景観住宅地区、一般住宅B地区、沿道住宅A地区、沿道住宅B地区、沿道住宅C地区において、建築物の高さの制限を定める。</p> <p>(5) 緑化率の最低限度 本地区の緑豊かな街並みとの調和を図るため、計画建設地区において、緑化率の最低限度を定める。</p> <p>(6) かき又はさくの構造の制限 緑豊かで開放的な街並みを形成していくために、かき又はさくの素材、構造を土地利用に合わせ誘導していく。</p> <p>2 建築物等の形態又は意匠については、美観・風致を損なわないものとし、刺激的な色彩又は装飾を用いないこととする。</p>
<p>その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針</p>		<p>1 つくばエクスプレス沿線開発地域では、開発地区ごとに30%以上の緑被率確保を目指しており、開発地区敷地内に現存する樹林地、草地等については極力保全・活用することに努め、壁面の位置の制限で生み出される空地やその他の空地部分についても、緑化を図っていくものとする。</p> <p>2 これらの緑地や植栽地の部分については適切な維持管理を行っていくものとする。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区区分	名称	地区サービス地区	小規模店舗地区	産業施設地区	計画建設地区	歴史緑空間地区			
	建築物等の用途の制限	約4.2ha	約0.9ha	約3.2ha	約17.6ha	約70.5ha	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分を除く。）</p> <p>(2) 下宿</p> <p>(3) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(4) ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>(5) ナイトクラブその他これらに類するもの</p> <p>(6) 床面積の合計が15㎡を超える音倉（動物病院、ペットショップの類を除く）</p>	<p>(1) 店舗、飲食店、展示場、その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(3) キヤパレール、料理店、ナイトクラブ</p> <p>(4) ダンスホール、その他これらに類するもの</p>	<p>(1) 住宅</p> <p>(2) 共同住宅</p> <p>(3) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ナイトクラブ</p> <p>(4) キヤパレール、料理店、ナイトクラブ</p>	約17.6ha	約70.5ha
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	180㎡	500㎡	500㎡	500㎡	500㎡	500㎡			
	壁面の位置の制限	1	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上とする。	<p>(1) 道路との境界線までの距離は1mとする。</p> <p>(2) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。</p> <p>(3) 隣地との境界線までの距離は1mとする。</p>	<p>(1) 道路との境界線までの距離は1mとする。</p> <p>(2) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。</p> <p>(3) 隣地との境界線までの距離は1mとする。</p>	<p>(1) 都市計画施設である道路（以下「都市計画道路」という。）との境界線までの距離は2mとする。</p> <p>(2) 都市計画道路以外の道路との境界線までの距離は1mとする。</p> <p>(3) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。</p> <p>(4) 隣地との境界線までの距離は1mとする。</p>	<p>(1) 都市計画施設である道路（以下「都市計画道路」という。）との境界線までの距離は2mとする。</p> <p>(2) 都市計画道路以外の道路との境界線までの距離は1mとする。</p> <p>(3) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。</p> <p>(4) 隣地との境界線までの距離は1mとする。</p>	<p>(1) 都市計画施設である道路（以下「都市計画道路」という。）との境界線までの距離は2mとする。</p> <p>(2) 都市計画道路以外の道路との境界線までの距離は1mとする。</p> <p>(3) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。</p> <p>(4) 隣地との境界線までの距離は1mとする。</p>			
	建築物等の高さの最高限度	—	—	—	—	—	—	—			
	緑化率の最低限度	—	—	—	—	—	—	—			
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかさ又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、門柱はこの限りでない。	<p>(1) 生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）</p> <p>(3) 前各号以外の構造で、壁面の位置の制限に規定する距離から後退させて設けたもの。</p>	<p>(1) 生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）</p> <p>(3) 前各号以外の構造で、壁面の位置の制限に規定する距離から後退させて設けたもの。</p>	<p>(1) 生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）</p> <p>(3) 前各号以外の構造で、壁面の位置の制限に規定する距離から後退させて設けたもの。</p>	<p>(1) 生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）</p> <p>(3) 前各号以外の構造で、壁面の位置の制限に規定する距離から後退させて設けたもの。</p>	<p>(1) 生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）</p> <p>(3) 前各号以外の構造で、壁面の位置の制限に規定する距離から後退させて設けたもの。</p>	<p>(1) 生垣</p> <p>(2) 地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス（ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。）</p> <p>(3) 前各号以外の構造で、壁面の位置の制限に規定する距離から後退させて設けたもの。</p>			
	適用の除外	1	建築物等に関する事項のうち「建築物の敷地面積の最低限度」の規定に關しては、本地区計画に係る都市計画決定の際、既に現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地に關して、その全部を一の敷地として使用する場合、適用を除外する。	<p>2 地区区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定を受けた土地で、建築物の敷地面積の最低限度の規定に適合しないこととなる土地について、適用を除外する。</p> <p>3 建築物等に関する事項の規定に關しては、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないことと認め、適用を除外する。</p>	<p>1 建築物等に関する事項のうち「建築物の敷地面積の最低限度」の規定に關しては、本地区計画に係る都市計画決定の際、既に現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地に關して、その全部を一の敷地として使用する場合、適用を除外する。</p> <p>2 地区区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定を受けた土地で、建築物の敷地面積の最低限度の規定に適合しないこととなる土地について、適用を除外する。</p> <p>3 建築物等に関する事項の規定に關しては、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないことと認め、適用を除外する。</p>	<p>1 建築物等に関する事項のうち「建築物の敷地面積の最低限度」の規定に關しては、本地区計画に係る都市計画決定の際、既に現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地に關して、その全部を一の敷地として使用する場合、適用を除外する。</p> <p>2 地区区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定を受けた土地で、建築物の敷地面積の最低限度の規定に適合しないこととなる土地について、適用を除外する。</p> <p>3 建築物等に関する事項の規定に關しては、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないことと認め、適用を除外する。</p>	<p>1 建築物等に関する事項のうち「建築物の敷地面積の最低限度」の規定に關しては、本地区計画に係る都市計画決定の際、既に現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地に關して、その全部を一の敷地として使用する場合、適用を除外する。</p> <p>2 地区区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条の規定による仮換地の指定を受けた土地で、建築物の敷地面積の最低限度の規定に適合しないこととなる土地について、適用を除外する。</p> <p>3 建築物等に関する事項の規定に關しては、市長が公益上必要な建築物でやむを得ないことと認め、適用を除外する。</p>				

「区域等は、計画図表示のとおり」

理由 中根・金台特定土地区画整理事業の進捗に伴う事業計画の変更に伴い、魅力ある住宅地の創出と良好な市街地形成を図るため、本案のとおり地区計画の変更を行うものである。

研究学園都市計画 地区計画の変更（つくば市決定）

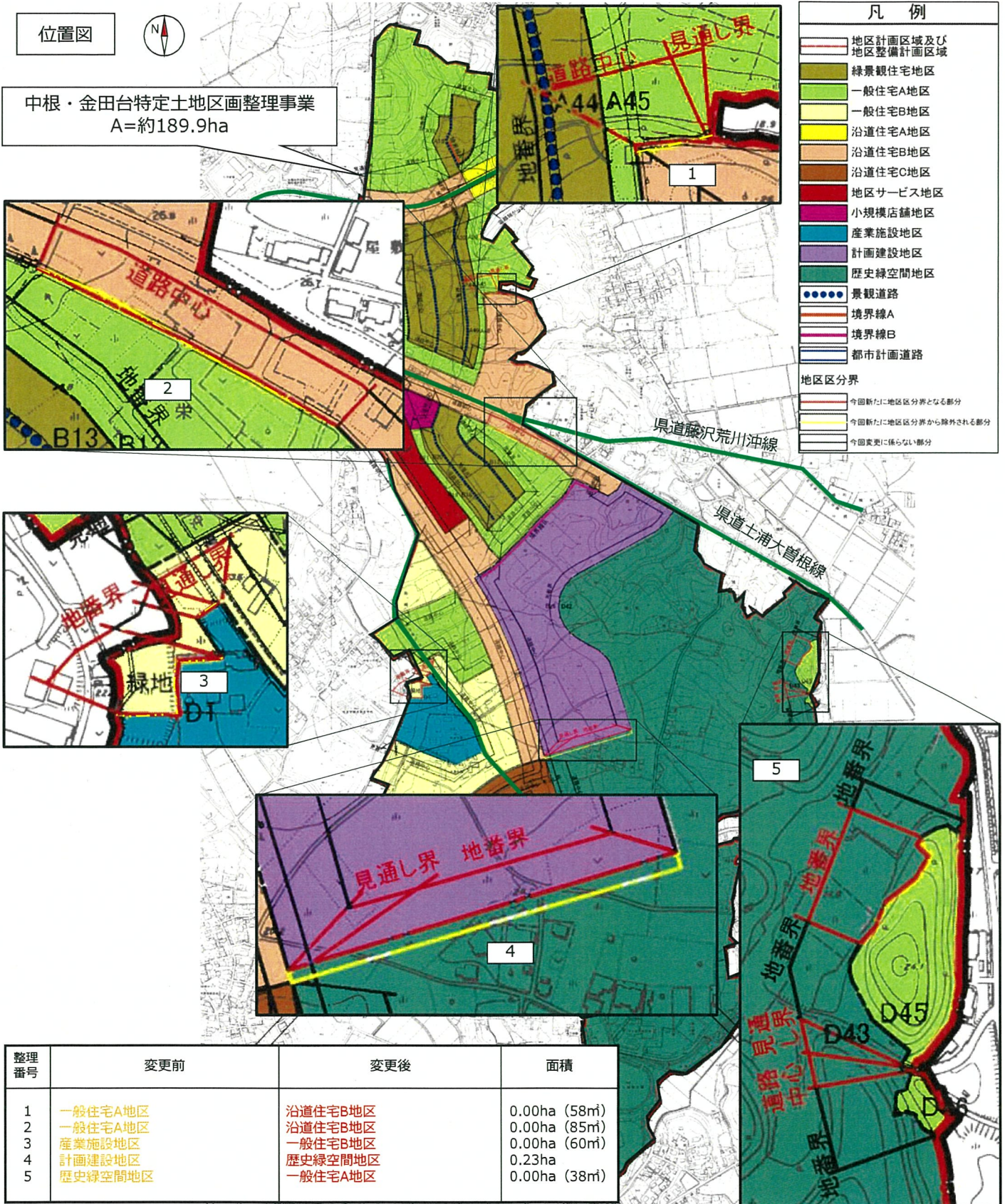
位置図



中根・金田台特定土地区画整理事業
A=約189.9ha

凡例

- 地区計画区域及び地区整備計画区域
 - 緑景観住宅地区
 - 一般住宅A地区
 - 一般住宅B地区
 - 沿道住宅A地区
 - 沿道住宅B地区
 - 沿道住宅C地区
 - 地区サービス地区
 - 小規模店舗地区
 - 産業施設地区
 - 計画建設地区
 - 歴史緑空間地区
 - 景観道路
 - 境界線A
 - 境界線B
 - 都市計画道路
- 地区区分界
- 今回新たに地区区分界となる部分
 - 今回新たに地区区分界から除外される部分
 - 今回変更に係らない部分



整理番号	変更前	変更後	面積
1	一般住宅A地区	沿道住宅B地区	0.00ha (58㎡)
2	一般住宅A地区	沿道住宅B地区	0.00ha (85㎡)
3	産業施設地区	一般住宅B地区	0.00ha (60㎡)
4	計画建設地区	歴史緑空間地区	0.23ha
5	歴史緑空間地区	一般住宅A地区	0.00ha (38㎡)

【変更理由】

中根・金田台特定土地区画整理事業の進捗に伴う事業計画の変更に伴い、魅力ある住宅地の創出と良好な市街地形成を図るため、本案のとおり地区計画の変更を行う。